

美作市新型インフルエンザ等対策行動計画

美作市

令和8年5月 改定

目次

第1部 総則

第1章 計画改定の背景と目的	1
第2章 計画の位置づけ	1
第3章 対象とする感染症	1

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的および基本的な戦略	2
第2章 対策の基本的考え方	2
第3章 対策実施上の注意点	3
第4章 対策推進のための役割分担	3
第5章 行動計画の主要項目	4
第6章 発生段階の区分	7

第3部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	8
第1節 準備期	8
第2節 初動期	8
第3節 対応期	9
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	9
第1節 準備期	9
第2節 初動期	10
第3節 対応期	10
第3章 まん延防止	10
第1節 準備期	10
第2節 初動期	10
第4章 ワクチン	10
第1節 準備期	10
第2節 初動期	13
第3節 対応期	14
第5章 保健	15
第3節 対応期	15
第6章 物資	15
第1節 準備期	15
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	16
第1節 準備期	16
第2節 初動期	16
第3節 対応期	16

第 1 部 総則

第 1 章 計画改定の背景と目的

新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新たなウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響力が大きいものが発生する可能性がある。

我が国では、平成 24 年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」が制定され、美作市においても平成 26 年に「美作市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

その後、令和 2 年初頭から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症への対応において、保健医療提供体制のひっ迫、ワクチン接種体制の構築、市民生活及び地域経済への甚大な影響など、多くの課題と教訓が得られた。

これらを踏まえ、国は令和 6 年 7 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)」を抜本的に改定し、岡山県においても令和 7 年 1 月に「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)」を改定した。

本市においても、新型コロナウイルス感染症対応の経験と、国・県の計画改定を踏まえ、より実践的で実効性の高い対策を講じるため、本計画を改定するものである。

第 2 章 計画の位置づけ

本計画は、特措法第 8 条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を基本として作成する市町村行動計画である。市の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体やその他の関係機関との連携に関する事項等を定める。

なお、本計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、対策の検証等を通じて見直しを行い、政府及び県の行動計画に変更があった場合には適時適切に変更を行うものとする。

第 3 章 対象とする感染症

本計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- (1)感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2)感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3)感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

第 2 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第 1 章 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難である。また、感染性の強い新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、市は、新型インフルエンザ等対策を地域における危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備のための時間を確保する。

流行ピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

適切な保健・医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

地域での感染対策等により、社会機能の低下を防ぐ。

業務継続計画(BCP)の作成・実施等により、医療の提供や市民生活・地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第 2 章 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、以下の考え方に基づき対策を実施する。

平時(準備期)から、市民に対する啓発、ワクチン接種体制のシミュレーション、業務継続計画(BCP)の点検など、事前の準備を周到に行う。

発生当初など情報が限られている場合には、最悪の事態を想定して強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、状況(病原性や感染力等)に応じた適切な対策へと柔軟に切り替える。

市は、特措法に基づく住民に対する予防接種の実施主体として、全市民が速やかに接種できるよう、県及び美作市医師会等との連携協力による迅速な接種体制を構築する。

高齢者や障がい者等の要配慮者に対しても、必要とする情報や生活支援が確実に行き届くよう、関係機関・関係団体等と連携し対策を講ずる。

デジタル技術(DX)を積極的に活用し、情報発信、ワクチン接種管理、支援金の給付等を迅速かつ効率的に行う。

第3章 対策実施上の注意点

(1) 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。外出の自粛要請や施設の使用制限等がなされる場合、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療従事者等に対する不当な差別、偏見、誹謗中傷等が生じないよう啓発を行う。

(2) 関係機関相互の連携協力

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図る。また、近隣市町村とも連携し、広域的な対応(ワクチンの相互融通や火葬場の広域利用等)に努める。

(3) 記録の作成・保存

市は、対策の実施に係る記録を作成・保存し、事後の検証に役立てる。

第4章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国全体として万全の態勢を整備するため、基本的対処方針の策定、ワクチンの確保、地方公共団体への財政支援等を行う。

(2) 県の役割

県内の対策を総合的に推進し、地域医療体制(発熱患者等対応医療機関の指定等)の確保や、広域的なまん延防止措置を実施する。

(3) 美作市の役割

市民に最も近い行政単位として、市民への迅速な情報提供(リスクコミュニケーション)、住民に対する予防接種(ワクチン)の実施、自宅療養者や要配慮者への生活支援、市役所機能の維持(BCP 発動)を的確に実施する。

(4) 医療機関の役割

診療継続計画(BCP)に基づき、院内感染対策を徹底しつつ、県や市と連携して患者への適切な医療提供やワクチン接種に協力する。

(5) 事業者の役割

職場における感染対策を行うとともに、事業継続計画(BCP)を策定し、発生時においても社会機能の維持に必要な業務を継続するよう努める。

(6)市民の役割

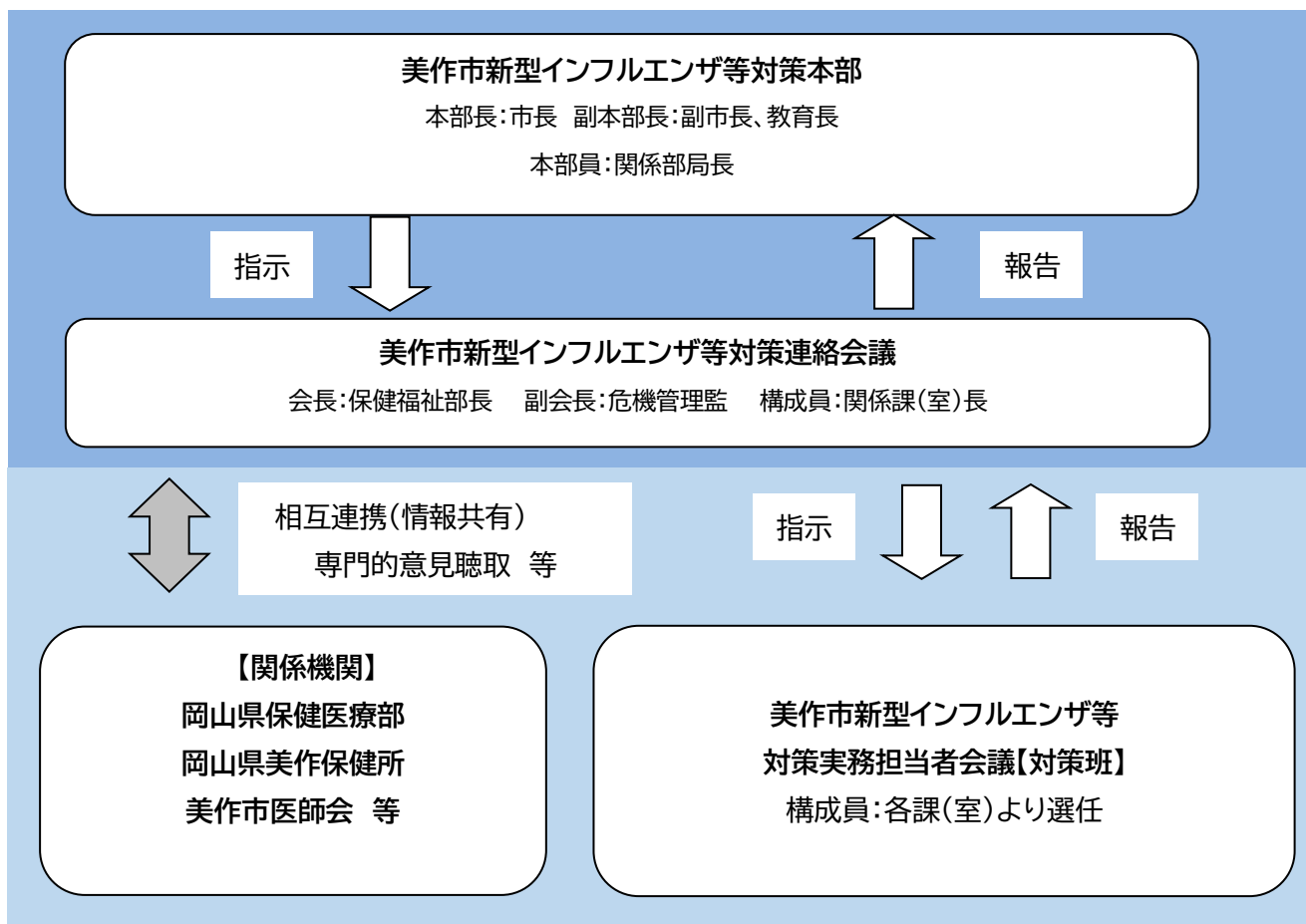
平時から基本的な感染対策(手洗い、換気、咳エチケット等)を実践するとともに、食料品や生活必需品の備蓄に努める。発生時には、国、県、市が発信する正確な情報に基づき、冷静な行動をとる。

第5章 行動計画の主要項目

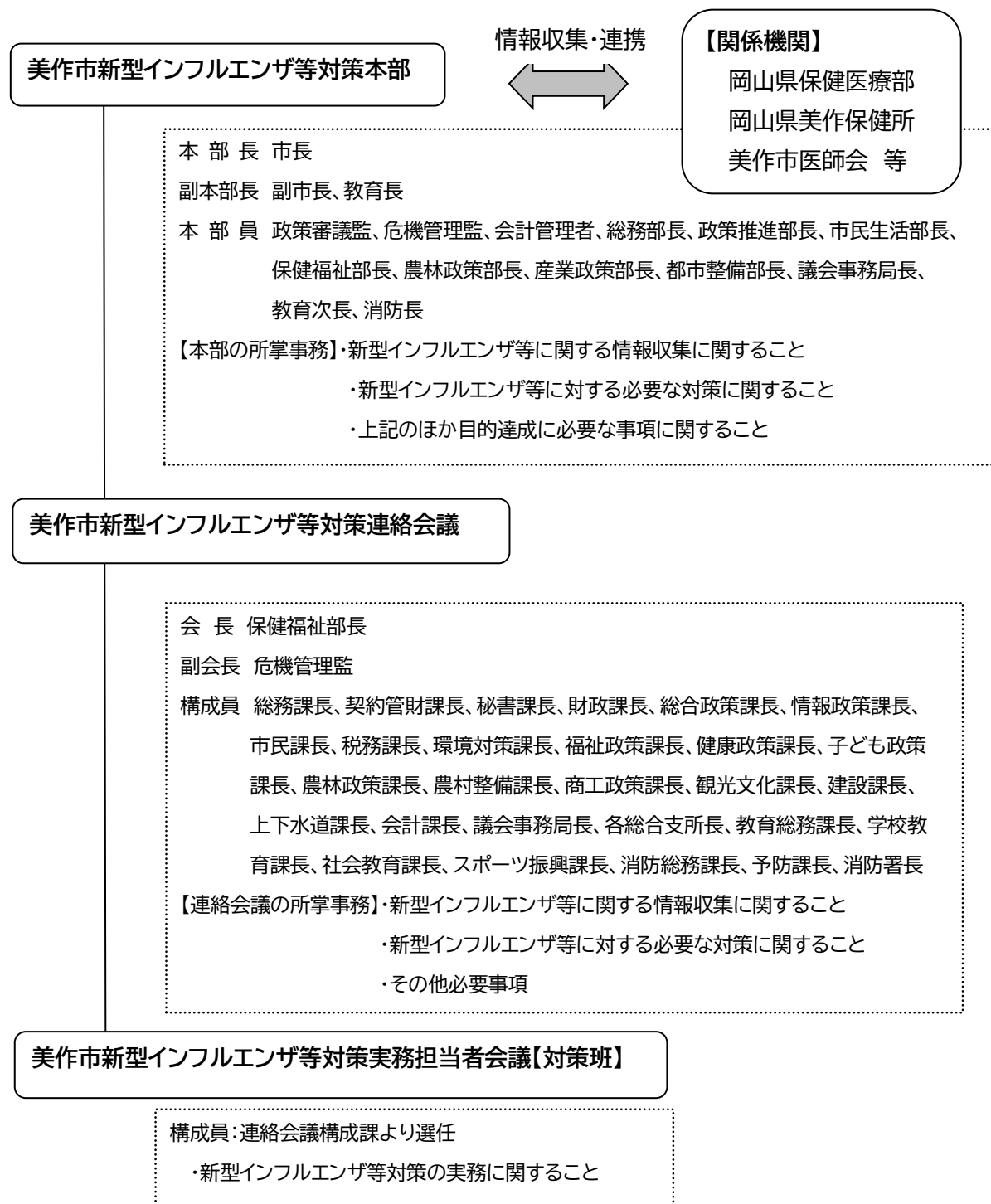
本計画では、目的を達成するための具体的な対策として、以下の7項目を定める。

- 実施体制(対策本部の設置、BCPの推進、応援要請等)
- 情報提供・共有、リスクコミュニケーション(コールセンター設置、双方向の対話等)
- まん延防止(基本的な感染対策の普及、施設の使用制限等)
- ワクチン(接種体制の構築、特定接種・住民接種の実施等)
- 保健(健康観察、自宅療養者への生活支援等)
- 物資(感染症対策物資の備蓄等)
- 住民の生活及び地域経済の安定の確保(要配慮者支援、事業者支援、ライフライン維持等)

〈美作市新型インフルエンザ等対策 実施体制〉



〈美作市新型インフルエンザ等対策 組織体制〉



【美作市新型インフルエンザ等対策本部事務局】

担当課：保健福祉部健康政策課

〈美作市新型インフルエンザ等対策 所掌事務〉

部 署	主 な 所 掌 事 務
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び関係団体等との情報の共有 ・所管する施設等の状況把握、情報提供及び使用制限等のまん延防止措置 ・職場内での感染防止対策(テレワークや時差出勤等の推進) ・業務継続計画(BCP)に基づく市重要業務の維持継続
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・発生動向の情報収集・提供 ・庁舎におけるまん延防止対策 ・市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括 ・全庁的な職員の動員・応援調整(ワクチン接種会場等への派遣含む) ・対策本部会議の運営及び危機管理に関する総合調整
政策推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式 HP、SNS、LINE、告知放送等を活用した迅速な広報(リスクコミュニケーション) ・感染者や医療従事者等への不当な差別・誹謗中傷の防止啓発 ・支援金給付等におけるデジタル技術(DX)の活用推進 ・生活必需品及び食糧の確保と供給体制の調整 ・支所との連絡調整
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口における感染防止対策の徹底 ・遺体の保管、火葬に関すること(広域連携や一時安置施設の確保含む) ・廃棄物の処理に関すること(接種会場等の感染性廃棄物処理含む)
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部及び会議の運営 ・感染拡大の防止に関すること ・臨時予防接種に関すること ・市民相談窓口の設置 ・市民の健康管理に関すること ・コールセンター(受診相談・ワクチン予約等)の設置・運営 ・予防接種(特定接種・住民接種)の実施体制構築及び記録管理 ・自宅療養者への生活支援(食料・日用品・パルスオキシメーター等の提供) ・高齢者・障がい者等の要配慮者対策(見守り、配食等) ・福祉施設等の感染防止対策の支援 ・県(美作保健所)や美作市医師会との医療体制に関する連絡調整
農林政策部 産業政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、事業者との連携及び事業継続計画(BCP)の策定支援 ・影響を受けた市内事業者に対する経済支援策の実施 ・観光客対応、風評被害に関すること ・家さん類等の飼養施設の衛生管理(鳥インフルエンザ対策等)
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の安定的な供給に関すること ・臨時の予防接種会場や発熱外来等を公共施設に設営する場合の施設管理・支援
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係対策の総合窓口 ・園児・児童生徒等の保健、安全に関すること ・学校の臨時休業等に伴う「オンライン学習等による学びの継続」支援 ・児童生徒の心身のケア(メンタルヘルス対策)
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の救急搬送体制の維持 ・救急隊員等の感染防護対策(個人防護具の備蓄等)
出納部局、議会事務局、各総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が所管する所掌事務の応援に関すること(全庁的な応援体制への協力)

第6章 発生段階の区分

新型インフルエンザ等対策は、感染の状況に応じてとるべき対応が異なるため、あらかじめ発生段階を設け、各段階に応じた対応方針を定める。本計画では、政府及び県行動計画に準拠し、以下の段階に区分して対策を実施する。（※段階は必ずしも順を追って進行するとは限らず、状況に応じて柔軟に移行する。）

(1) 準備期(平時)

新型インフルエンザ等が発生していない、または発生の脅威が差し迫っていない状態。事前の体制整備や訓練を行う時期。

(2) 初動期

海外で発生し国内への侵入が懸念される状態、または国内・県内で発生し、すべての患者の接触歴が追える状態。感染拡大の防止と早期対応に努める時期。

(3) 対応期

国内・県内で感染が拡大し、患者の接触歴が追えなくなった状態(まん延期を含む)。医療提供体制の維持と、健康被害・社会経済への影響を最小限に抑えることに注力する時期。

第3部 各対策項目の考え方及び取組

本章では、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、発生段階(準備期、初動期、対応期)ごとに実施する具体的な対策を定める。

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 美作市行動計画等の作成及び体制整備・強化

- ① 市は、本計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の他、学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関係する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国や県が対策本部を設置した場合、市は、必要に応じて「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例」の規定に基づき対策本部を設置することを検討し、対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣を要請する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 情報提供・共有について

市は、住民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、国からの要請を受けてのコールセンター等の設置をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

市は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有とともに相談受付等を実施する。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

市は、住民に対して必要な情報提供、相談受付等を継続する。

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、コールセンター等を継続して設置する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えることなど、有事の対応等について、平時から住民の理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

① 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。

表 1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

- ① 市は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 対策に携わる地方公務員については、原則として集団的な接種により実施することとなるため、市は、国からの要請を受けて、対象者に対し速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の(ア)から(ウ)までの準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する。

次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i. 接種対象者数(表 2 参照)
- ii. 人員体制の確保
- iii. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv. 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v. 接種に必要な資材等の確保
- vi. 国、県、市町村間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii. 接種に関する住民への周知方法

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法
総人口	人口統計(総人口)
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%
妊婦	母子健康手帳届出数
幼児	人口統計(1-6 歳未満)
乳児	人口統計(1 歳未満)
乳児保護者 [※]	人口統計(1 歳未満)×2
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6 歳-18 歳未満)
高齢者	人口統計(65 歳以上)
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、市外の医療機関における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、住民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、医療従事者等の体制や接種場所・時期の周知、予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

市は、定期的な予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A の提供など、双方向的な取組を進める。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

市は、国が整理した接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 早期の情報収集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

2-1-3. 接種体制の構築

市は、接種会場や医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、県が広域的な接種体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1に記載する資材について、適切に確保する。

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

市は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2. 住民接種

① 市は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、資材等の確保に向けた調整を開始する。

② 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、県、医療機関等と協議を行う。その際、診療時間の延長や休診日の接種等も含め多人数への接種体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等(保健センター、学校等)を活用した集団接種についても協議する。

③ 市は、施設入所者など会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局や医師会等と連携し、接種体制を構築する。

④ 市は、臨時的接種会場を設ける場合は、運営方法を検討し、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(※医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。)

⑤ 市は、発熱等の症状がある者が接種会場に赴かないよう注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対しては、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑥ 市は、アナフィラキシーショック等の重篤な副反応に備え、救急処置用品の準備を行う。また、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、地域の医療機関や消防機関の協力を得て、搬送先となる二次医療機関等を選定し連携体制を確保する。
- ⑦ 市は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。
- ⑧ 市は、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくるなど滞りがないよう配慮する。また、一定の間隔を取ることができる広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通・需要量・供給状況を把握し、特定の医療機関等に希望者が集中しないよう割当量の調整を行う。
- ② 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合、県を中心に関係者と連携し、地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合、国と連携し、対策に携わる地方公務員等に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ②市は、接種状況等を踏まえ、実施会場の追加等を検討する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した臨時の接種会場の増設等を検討する。また、施設入所者等への接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 情報提供・共有

- ① 市は、予防接種に係る情報(接種状況、日程、会場、副反応疑い報告等)や相談窓口の周知に加え、有効性・安全性に関する情報提供や、差別等の防止について啓発を行う。
- ② 市は、地域における接種対応医療機関の情報など、必要な情報提供を検討する。
- ③ パンデミック時においても、定期の予防接種の対象疾病がまん延しないよう、市は、引き続き定期予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第5章 保健

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ①市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ②市は、県から患者や濃厚接触者に関する情報の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、本計画に基づき、対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。(※災害対策基本法に基づく備蓄と相互に兼ねることができる。)
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、対策の実施に当たり、関係機関や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くように留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、本計画に基づき、感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

② 市は、事業者や住民に対し、発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象者の把握とともに具体的手続を決めておく。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の能力限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、感染症やまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、

介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、学校の使用制限や長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係業界団体等へ要請を行う。

② 市は、需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ相談窓口の充実を図る。

③ 市は、価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(※必要に応じ、国民生活安定緊急措置法等の法令に基づく措置を講ずる。)

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

③ 特措法第 56 条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、地域経済の安定を図るため、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者として、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。